

4 社会潮流

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

かつて日本では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活のさまざまな場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことを受け、対象者・機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきたところです。

しかし近年、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度の限界や、地域や家族などのつながりの弱まりを背景とした社会的孤立などの問題が表面化してきました。これに対し、公的支援の「支え手」「受け手」という固定化した関係ではなく、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる、人と人とのつながりの再構築が求められています。

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民ひとりひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものとして、厚生労働省は「地域共生社会」の実現を掲げ、改革を進めています。

具体的には、高齢化が進行する地域において、公共交通機関での移動が困難な高齢者、障害者に対する運転ボランティアによる通院や買い物の移動支援、また、居場所づくりの事業が実施されています。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27 年9月の国連サミットにおいて採択された、平成 28 年から令和12年までの15年間の長期的な開発指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

この持続可能な開発目標は、「17のゴール」、「169のターゲット」から構成され、日本においても、平成28年12月に、「持続可能で強靱、そしてだれひとり取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとした「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。

日本では特に、①あらゆる人々の活躍の推進 ②健康・長寿の達成 ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ⑦平和と安全・安心社会の実現 ⑧SDGs 実施推進の体制と手段を優先課題と捉え、具体的施策を定めています。

(3) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会に向け、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」が策定されました。この中では、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことができる「心のバリアフリー」や、だれもが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりを強力に推進する必要がある、と示されています。

(4) 訪日外国人旅行者の増加

日本の文化等への関心の高まりや東アジア・東南アジアの経済成長、ビザの発給要件の緩和等を背景に、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、平成30年には、3,000万人を上回っています。観光庁では、国と地方自治体、観光関連団体等が広域に連携することで、訪日外国人の訪問地の多様化や、滞在日数の増加、多様なニーズへの対応を行うことにより、訪日リピーターの増加に取り組んでいます。

このような状況の中、旅行の形態についても、団体旅行から個人旅行(FIT)へと変化しています。

(5) 災害と対策

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年に発生した東日本大震災等をはじめ、日本全国で頻発する地震のほか、近年は豪雨による浸水等の大規模災害が各地で多発しており、今後も、気候変動による更なる災害の頻発、激甚化が予想されているところです。

一方で、人口の偏在、少子高齢化など、社会情勢が大きく変化する中、災害時における対応人員不足の問題や要配慮者への支援等の課題が残されています。

このような状況下において、政府では、災害対策基本法のもと、「防災基本計画」を策定し、災害に強いまちの形成と災害発生後の迅速かつ円滑な対応について、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等がそれぞれの責務を明確にするとともに、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していくものとしています。

(6) 新たな福祉課題

近年、これまで若年層の社会問題と捉えられてきた引きこもりの長期化・高齢化による、「8050問題」(80代の親が50代の子どもの生活を支える問題)が顕在化しており、親が病気・介護が必要となった場合など、社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるリスクが指摘されています。さらに、高齢化の進展に伴い、認知症による「徘徊」の行方不明者数が増加しているという問題もあります。

また、雇用形態や社会保障の変化が進む中で、格差が広がり生活困窮に陥るリスクの高い人々や核家族、一人暮らし世帯が増大している一方、そうした人々を見守る従来の地域のつながりが希薄化していることから、地域での支え合いの必要性が高まっています。

(7) 関連する法律の成立・改正等の状況

近年では、公共交通の維持や高齢者・障害者などが利用しやすい公共交通機関の改善等を自治体や交通関連事業者等に求める「交通政策基本法」の成立(平成25年11月)、障害者権利条約の批准のための「障害者基本法」の改正(平成23年)、差別的取り扱いの禁止・合理的配慮不提供の禁止が盛り込まれた「障害者差別解消法」の成立(平成25年6月)など、障害者等を取り巻く法的環境が整いつつあります。また、我が国においては、「障害者権利条約」を平成26年1月に批准し、平成26年2月からその効力が発生しています。

このような中、平成30年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されました。